

金融リテラシー調査の結果②



米国調査との比較

お金や暮らしの知恵を学びましょう！

前号では、日本の金融リテラシー調査の結果を御紹介しました。

金融リテラシー調査は諸外国でも実施されています。結果にどのような違いがあるのでしょうか。

米国調査との比較

	 日本 2022 調査	 米国 2018 調査
正誤問題の正答率（平均）	47 %	50 %
① 複利	43 %	72 %
② インフレ	55 %	55 %
③ 住宅ローン	68 %	73 %
④ 資産の分散効果	50 %	43 %
⑤ 債券価格	24 %	26 %
⑥ 72の法則	41 %	30 %
金融教育を受けた人の割合	7 %	20 %

日本では、米国に比べ、「複利」に関する問題の正答率が低くなりました。

また、「金融教育を受けたことがある」と認識している人の割合も低いことが分かりました。

キャッシュレス決済の浸透、金融トラブルの手口の多様化、資産形成への関心の高まりなど、私たちとお金の関わりは時代とともに変化しています。政府は、金融経済教育を推進し、教育を受けたと認識する人の割合を令和10年度末をめどに20%に増やす方針です。



金融・経済の用語のおさらい

金融リテラシー調査には、金融や経済の分野の言葉が登場します。上記の正誤問題の中からいくつか取り上げて解説します。

● 複利

利子にもまた利子がつくこと。長い期間でみたときに、大きな効果をもたらします。借入金の複利での増え方は「雪だるま」に例えられることがあります。

● インフレ

インフレーションの略で、物価が上がること。相対的にお金の価値が下がります。反対に、物価が下がることは「デフレ（デフレーション）」です。

● 資産の分散効果

お金を投資（運用）する際に、いくつかの商品に分散させること。値動きの振れ幅を抑えることができます。

● 72の法則

「 $72 \div \text{金利} \approx \text{お金が2倍になる期間}$ 」
お金が2倍になるおおよその期間が分かる便利な計算式です。
例えば、金利18%でお金を借りた場合、 $72 \div 18 = 4$ となるので、約4年で借りたお金が2倍になります。

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆ 新紙幣発行に伴うトラブルにご注意ください！！
- ◆ 長距離移動の前に車の点検を！
ネット検索で見つけたロードサービスのトラブル！
- ◆ 花火による子どものやけどに注意しましょう！
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ 知るぽると 金融リテラシー調査の結果② 米国調査との比較（宮城県金融広報委員会）

2024
8 August
月号

第173号



新紙幣発行に伴うトラブルにご注意ください！！

約20年ぶりとなる新紙幣の発行が7月3日から始まりました。

これに伴い、「新紙幣発行に便乗した詐欺行為」の発生が予想されます。

消費生活センターでは、詐欺被害を防止するため、情報提供（注意喚起）してまいります。

新紙幣発行に伴う詐欺被害にご注意ください。

予想されるトラブル



「旧紙幣は使えない」、「新紙幣と交換する」などと言って、紙幣をだまし取ろうとする事例の発生が予想されますので、ご注意ください。

- ・「旧紙幣が使えなくなるから」と言われ、交換を求められる。
- ・「その新紙幣は偽札だ」と言われ、交換を求められる。
- ・金融機関の職員を装った者から「新紙幣と交換する」と言われる。

消費者へのアドバイス

- 新紙幣発行後も旧紙幣は使えます。
- 金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めることはありません。第三者に渡さないでください。
- 新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察に相談しましょう。
- 不審に思ったら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

長距離移動の前に車の点検を！ ネット検索で見つけたロードサービスのトラブル！

相談事例



- (1) 息子の車のバッテリーが上がり、インターネットで調べたロードサービス業者に依頼したところ高額請求を受けた。

息子が車で出かけていた時、バッテリーが上がり車が動かなくなってしまったらしい。インターネットで調べたロードサービスのサイトで「バッテリー1,980円～」という表示を見て申し込んだという。

すぐに担当者が現場に来て、最初に金額欄が空白の書面を出され、し点を入れて同意するよう言われ、説明もなかったが言われるままにし点を入れたそうだ。バッテリー交換はせず、充電して作業が終わり、無事に復活したが、総額約5万円の請求書を出されたという。高いと思ったが直ったので何も言えないと思い、現金がなかったためクレジットカードで支払ったらしい。息子から相談を受け契約書の写真を見せてもらったが、基本料金1,980円に加え、緊急対応の費用や、作業費等が記載されていた。高額なので返金してほしい。



- (2) 外出先で車のバッテリーが上がり、インターネットで探した業者を呼んだが、高額な料金を請求された。

外出先のコインパーキングで自動車のバッテリーが上がってしまった。インターネットでロードサービス業者を検索し、「バッテリー上がり 基本料金2,480円」と表示されていたサイトが一番安かったので、このロードサービス業者に電話で作業を要請した。

ロードサービス業者が現地に到着後、メニュー表を表示され、基本料金の他に作業別の料金が表示されていたが、具体的な料金の説明はなかった。約10分の作業時間でバッテリー上がりは解消したが、請求された料金は5万円超だった。サイトの表示料金とあまりにも違うので納得できなかったが、外出先だったこともあり、やむを得ずクレジットカードで決裁した。契約書は交付されておらず、料金の内訳表示のある請求書兼領収書が交付されただけだった。後日、相場より高額な料金を請求されたと分った。納得できない。



★アドバイス★

- ・自動車の故障等が生じた場合は、レッカーサービスを利用できる場合があるので、まずは契約している損害保険会社や保険代理店に問合せましょう！
- ・サイト等の表示や電話で説明された料金を鵜呑みにしないようにしましょう！
- ・請求された金額や作業内容に納得できない場合は、きちんとした説明を求めましょう！
- ・少しでも不安に思ったら早めに消費生活センター等に相談しましょう！

※消費者ホットライン「188 (いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

花火による子どものやけどに注意しましょう！

- 花火による3歳以下の子どもの事故が多く発生しています。取扱説明書に従い3歳以下の子どもに花火を持たせることは避け、距離を置いて見せるなどして花火を楽しみましょう。
- 肌の露出が多い服装や履物、裾の広がった服装で花火をさせる際には注意が必要です。また、花火の風下には立たないようにし、風の強い場合は花火で遊ばせないようにしましょう。
- 花火で遊ばせる前には、消火用の水を用意するなどの準備をしましょう。また、着衣に着火した場合の対処法を覚えておきましょう。
- 花火が消えたらすぐに水につけましょう。温度が低いように見える燃えカスであっても、高温の可能性があります。すぐには触らせないように注意しましょう。



消費生活センターからのお知らせ

- 宮城県消費生活センターの8月の相談受付日は右表の○印の日です。
- 毎週日曜日、祝休日、19日(月)の午前中(相談員研修)は、お休みとなります。

8月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
7/28	7/29	7/30	7/31	1	2	3
休	○	○	○	○	○	○
4	5	6	7	8	9	10
休	○	○	○	○	○	○
11	12	13	14	15	16	17
休	休	○	○	○	○	○
18	19	20	21	22	23	24
休	D	○	○	○	○	○
25	16	27	28	29	30	31
休	○	○	○	○	○	○



- 消費者ホットライン「188」にお電話いただくと、開所している最寄りの市町村の消費生活相談窓口におつなぎします。(市町村の相談窓口が開所していない場合は、相談窓口の電話番号と受付時間のお知らせのみとなります。)

消費生活相談窓口

消費者ホットライン
ひとりで悩まず まず相談！



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター
☎022-211-3123



相談時間 月～金 9時～17時
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)

◎ 各県民サービスセンター相談窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

仙南圏

大河原地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0224-52-5700

大崎圏

北部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0229-22-5700

栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域
事務所県民サービスセンター
☎0228-23-5700

石巻圏

東部地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0225-93-5700

登米圏

東部地方振興事務所登米地域
事務所県民サービスセンター
☎0220-22-5700

気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所
県民サービスセンター
☎0226-22-7000

◎ 電子申請による 消費生活相談は こちらから



*回答は、消費生活相談員から電話で行います。

Twitter
やっています。



©宮城県・
(株)旭フダク
ジョン

うまい話は
まず疑う！



必要ないものは
きっぱり断る！

ひとりで悩まず
まず相談！



◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。